

沖縄振興特別措置法（概要）

- ▶ 昭和47(1972)年の沖縄の本土復帰時に制定された「沖縄振興開発特別措置法」が起源(10年の時限立法を改正・延長し、現在は第6次に相当)
- ▶ 平成14(2002)年の改正では、法目的を「本土との格差是正」(社会資本整備等による基礎条件の改善)から、「民間主導の自立型経済の構築」に変更
- ▶ 平成24(2012)年の改正では、沖縄県の主体性を尊重する観点から、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するとともに、いわゆる一括交付金制度等を創設
- ▶ 令和4(2022)年の改正では、全ての特区・地域において措置実施計画の認定制度等を導入するとともに、北部・離島振興や各分野の政策課題の努力義務規定を創設

総 論

第1章 総則

- 沖縄の置かれた特殊な諸事情^{※1}に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的

※1 歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中
自然的事情	我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候。台風常襲・深刻な塩害等

第2章 沖縄振興計画等 / 第9章 沖縄振興審議会

- 国(内閣総理大臣)は、沖縄振興の意義や方向、基本的事項を定めた「沖縄振興基本方針」を策定(総理決定)
- 沖縄県(知事)は、基本方針に基づき、各分野の振興に関する事項等を定めた「沖縄振興計画」を策定
- 沖縄振興に関する重要事項を審議するため、内閣府に「沖縄振興審議会」を設置

各 論

第3章 産業の振興

- ① 観光の振興
 - > 観光地形成促進地域
 - > 沖縄型特定免税店制度
 - > 航空機燃料税の軽減措置
- ② 情報通信産業振興地域及び特別地区
- ③ 産業イノベーション促進地域
- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区
- ⑥ 農林水産業の振興に関する努力義務規定
- ⑦ 石油石炭税の免除措置
- ⑧ 中小企業の資金確保・助言指導等の援助、手続負担の軽減に関する努力義務規定
- ⑨ 沖縄振興開発金融公庫の業務特例
(新事業に必要な出資)

第4・5章 雇用の促進、文化の振興等

- ① 失業者求職手帳制度等
- ② 人材の育成及びそれに必要な教育の充実に関する努力義務規定
- ③ 地域文化の振興に関する配慮規定
- ④ 自然環境の保全、脱炭素社会の実現等に関する努力義務規定
- ⑤ 子育ての支援に関する配慮規定、子どもの貧困対策等に関する努力義務規定
- ⑥ 科学技術の振興等に関する努力義務規定
- ⑦ デジタル社会の形成に関する努力義務規定
- ⑧ 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定

第6～8章 均衡ある発展、基盤の整備等

- ① 北部地域の振興に関する努力義務規定
- ② 離島の地域の振興に関する努力義務規定、離島の旅館業への税制優遇措置
- ③ 無医地区等における医療の確保等に関する規定
- ④ 交通の確保等に関する配慮規定等(新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方の調査・検討等)
- ⑤ 情報流通の円滑化・通信体系の充実に関する配慮規定
- ⑥ 公共事業に係る高率補助等の特例措置
- ⑦ 沖縄振興交付金(使途の自由度の高い一括交付金)

附 則

- 法の有効期限(令和14年3月31日)
- 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定